



今年退職して60歳台前半の厚生年金(60歳から65歳未満)を受給します。厚生年金保険を採用している会社に再就職し勤めると、年金額が減らされると聞きました。在職老齢厚生年金の仕組みを教えてください。



厚生年金保険を採用している会社に再就職し勤めると、60歳台前半の在職厚生年金(60歳から65歳未満)と65歳以後の在職老齢年金年金額は減ります。減額される年金額は厚生年金額と給料の合計額によって異なります。減額がいくらになるかを計算する前提として、『基本月額』と『総報酬月額相当額』とは何かを知っておきましょう。

基本月額とは：

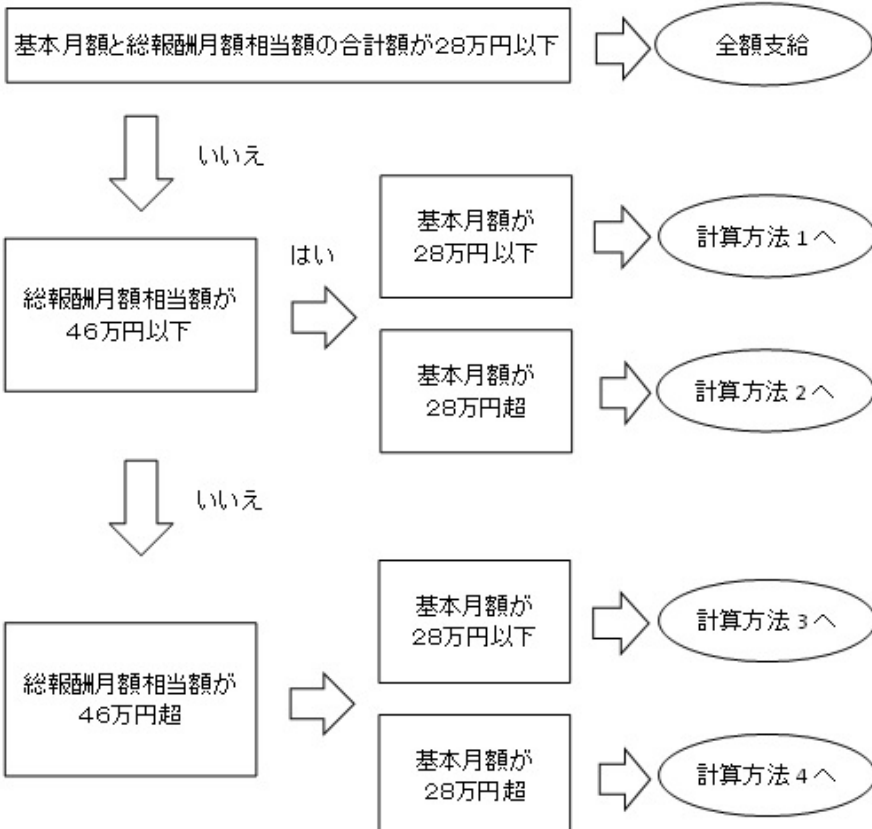
老齢厚生年金(年額)を12で割った額です(加給年金は除きます)。

総報酬月額相当額とは：

月給(標準報酬月額)に、直近1年間の賞与を12で割った額を足した額です。



60歳台前半の厚生年金(60歳から65歳未満)の計算方法を教えてください。





- 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき

支給停止額＝0円(全額支給されます)

- 総報酬月額相当額が46万円以下→基本月額が28万円以下

計算方法1

支給停止額＝(総報酬月額相当額＋基本月額－28万円) × 1/2 × 12

- 総報酬月額相当額が46万円以下→基本月額が28万円超

計算方法2

支給停止額＝総報酬月額相当額 × 1/2 × 12

- 総報酬月額相当額が46万円超→基本月額が28万円以下

計算方法3

支給停止額＝{(46万円＋基本月額－28万円) × 1/2＋(総報酬月額相当額－46万円)} × 12

- 総報酬月額相当額が46万円超→基本月額が28万円超

計算方法4

支給停止額＝{46万円 × 1/2＋(総報酬月額相当額－46万円)} × 12

【事例】

老齢厚生年金額216万円(基本月額18万円)の方が、総報酬月額相当額30万円(標準報酬月額22万円、標準賞与額96万円(月額8万円))の場合

【計算例】

基本月額 216万円 ÷ 12 = 18万円

基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が46万円以下ですので、計算方法1に該当します。

・支給停止額＝(30万円＋18万円－28万円) × 1/2 × 12＝120万円(月額10万円)

・年金支給額＝216万円－120万円＝96万円(月額8万円)

老齢厚生年金が月額10万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与(月額30万円)と年金額(月額8万円)を足して、月38万円が合計の収入となります。



65歳以上の在職老齢年金受給について教えてください



65歳以上で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けの方(70歳以上の在職者も含む)は、65歳未満の方とは別の在職老齢年金の仕組みによって、年金額が支給停止(全部または一部)されます。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下

はい

全額支給

いいえ

一部または全額支給停止

支給停止額

$$= (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 46 \text{万円}) \times 1/2 \times 12$$



計算例を教えてください

【事例】

老齢厚生年金額192万円(基本月額16万円)の方が、総報酬月額相当額42万円(標準報酬月額32万円、標準賞与額120万円(月額10万円))の場合

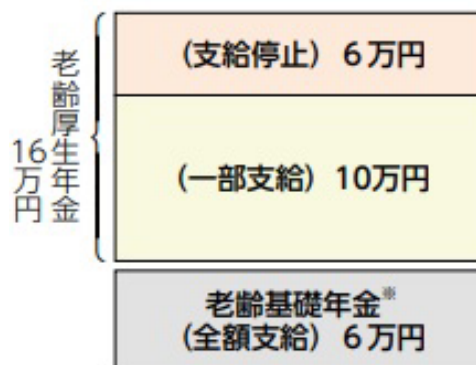
【事例】

基本月額 $192\text{万円} \div 12 = 16\text{万円}$

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えますので、支給停止額の計算は

- ・支給停止額 = $(42\text{万円} + 16\text{万円} - 46\text{万円}) \times 1/2 \times 12 = 72\text{万円}$ (月額6万円)
- ・年金支給額 = $192\text{万円} - 72\text{万円} = 120\text{万円}$ (月額10万円)

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。



この方のケースでは、老齢厚生年金が月額6万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与(月額42万円)と老齢厚生年金(月額10万円)・老齢基礎年金(月額6万円)を足して、月58万円が合計の収入となります。